

## 山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨テクノメッセ等開催事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、一般社団法人山梨県機械電子工業会及びロボコンやまなし実行委員会（以下「補助事業者」という。）が行う次の各号の事業に対し予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することにより、県内中小企業の高度な技術力を広く周知し、売上げ拡大や企業間連携の場を設けるとともに、科学技術の普及啓発や若年世代へのものづくりに対する関心の喚起と就業意識を高める機会の提供を行うことを目的とする。

#### 一 テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業

一般社団法人山梨県機械電子工業会が県内の機械電子関連企業の情報発信・製品紹介を行う山梨テクノメッセ開催事業及び先端技術の開発に取り組んでいる企業や研究・製造現場を若年世代が視察する機会を設ける事業

#### 二 創造的科学技术振興事業

ロボコンやまなし実行委員会が行う「ロボコンやまなし」の開催事業

### (補助金の交付の対象及び補助金額等)

第3条 補助対象経費及び補助金額又は補助率は、前条各号に定める事業ごとに別表各号のとおりとする。

### (補助金交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を

審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定をしないことができるものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第5号までにおいて同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第5号までにおいて同じ。）
- 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であって、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの
- 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者

2 知事は、前項による交付の決定にあたっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。  
（申請の取下げ）

第6条 補助事業者は、前条の規定による通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。  
（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ様式第3による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業内容の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの及び補助対象経費における各経費区分間のいずれか低い額の20%以内の配分の変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ条件を付し、又は交付決定及び変更承認にあたり既に付されている条件を変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第4による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対して補助事業の遂行及び収支の状況について、必要に応じ様式第5による補助事業遂行状況報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求)

第12条 この補助金は、必要に応じて概算払とすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第7による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第15条 知事は、第8条に規定する申請があった場合及び次に掲げる場合には、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、規則、本要綱又は本要綱に基づく知事の決定若しくは承認の内容、これに付した条件若しくは指示に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 第5条第1項各号のいずれかに該当した場合
- 五 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなった場合

(補助金の返還)

第16条 知事は、第11条により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、前条の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(延滞金及び加算金)

第17条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、前条第2項により補助金の返還を命ぜられたときは、第15条第1項第5号の場合を除き、その補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山梨テクノフェア開催事業費補助金交付要綱及び創造的科学技术振興事業費補助金交付要綱（以下「両要綱という。」）は、廃止する。ただし、両要綱のいずれかに

基づき交付された補助金については、当該要綱の規定は、なおその効力を有する。

別 表 （第3条関係）

補 助 対 象 経 費

一 テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業

経費区分	経 費 内 容	補助金額
報償費	セミナー講師・専門家等謝金	知事が必要かつ 適当と認めた額
旅 費	セミナー講師・専門家等旅費	
庁 費	消耗品費、会議費、借上料、会場整備費、通信運搬費、印刷製本費、広告費、保険料、委託費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

二 創造的科学技术振興事業

経費区分	経 費 内 容	補助率
報償費	審査員謝金、司会者謝礼、講師謝金、副賞・参加賞購入費	補助率： 補助対象経費の 1 / 2 以内
庁 費	消耗品費、競技教材費、借上料、会場整備費、通信運搬費、印刷製本費、広告費、保険料、委託費	
その他	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付申請書

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、上記補助金の交付につき、次のとおり申請します。

1 交付申請する事業

テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業

創造的科学技术振興事業

2 補助事業の内容 別紙1 補助事業計画書のとおり

3 補助事業の開始及び完了予定年月日

開始予定年月日 平成 年 月 日

完了予定年月日 平成 年 月 日

4 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費 円

補 助 対 象 経 費 円

補 助 金 交 付 申 請 額 円

詳細は別紙2 経費明細書のとおり

5 県の事業から暴力団等を排除するための誓約書、役員名簿等、知事が必要と認めるもの

(注) 仕入控除税額を減額して申請する場合には、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

## 別紙 1 補助事業計画書

### 1 事業計画

- (1) 補助事業者名
- (2) 補助事業の全体概要
- (3) 補助事業実施スケジュール
- (4) 補助事業の目的、必要性及び期待される効果
  - ①目的
  - ②必要性
  - ③期待される効果

別紙2 経費明細書

1 経費明細

(単位:円)

経費区分	経費内容	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金申請額	備考
合計					

- (注) 1 「経費区分」とは、第3条別表の補助対象経費の経費区分をいう。  
2 「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。

2 補助事業に要する経費の調達方法

(単位：円)

県補助金	円
自己資金	円
その他	円
計	円

「その他」の具体的内容	
調達先	金額
	円

〇〇 〇〇 〇〇 殿

山梨県知事名

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付 第 号をもって交付申請があった上記補助金については、次のとおり交付することに決定したので、山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業及び内容は、山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業者は、事業の実施にあたっては山梨県補助金等交付規則及び山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければならない。
  - (2) 補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求のあったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

様式第3（第7条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定の通知を受けた山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助事業（テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造的科学技术振興事業）について、次のとおり内容を変更したいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

- 1 変更を必要とする理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額  
別紙のとおり

別紙 経費変更明細書

(単位：円)

経費区分	経費内容	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額		備考
		(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)	
合 計								

- (注) 1 「経費区分」とは、第3条別表の補助対象経費の経費区分をいう。  
 2 「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。

様式第4（第8条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）  
承認申請書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた山梨テクノメッセ等  
開催事業費補助金に係る補助事業（テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造的科  
学技術振興事業）について、次の理由により中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱  
第8条の規定により申請いたします。

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第5（第9条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた山梨テクノメッセ等  
開催事業費補助金に係る補助事業（山梨テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造  
的科学技术振興事業）の遂行状況を次のとおり報告します。

事業実施状況 別紙のとおり

様式第6（第10条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名 印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった山梨テクノメッセ等  
開催事業費補助金に係る補助事業（山梨テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造  
的科学技术振興事業）を完了しましたので、同補助金交付要綱第10条の規定により次の  
とおり報告します。

- 1 事業実施状況 別紙1のとおり
- 2 事業収支実績 別紙2のとおり
- 3 支払先
  - ①振込先金融機関名
  - ②口座種別
  - ③口座名義〇〇〇〇（フリガナ〇〇〇〇）
  - ④住所

別紙1 実施状況報告書

事業名	
事業内容	
日程 (実施内容)	
実施場所	
補助事業の成果	

別紙2 収支実績書

1 支 出

(単位：円)

経 費 区 分	経 費 内 容	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補助金 申請額	備 考
合 計					

- (注) 1 「経費区分」とは、第3条別表の補助対象経費の経費区分をいう。  
2 「補助事業に要する経費」とは、補助事業者が補助事業を行うために必要な経費とする。

2 収 入

(単位：円)

県 補 助 金	円
自 己 資 金	円
その他	円
計	円

「その他」の具体的内容	
調 達 先	金 額
	円

様式第7（第12条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名 印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金に係る補助金概算払請求書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった山梨テクノメッセ等  
開催事業費補助金（テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造的科学技术振興事業）  
について、同補助金交付要綱第12条の規定により概算払を請求します。

- 1 概算払請求額
- 2 概算払を必要とする理由
- 3 振込先
  - ①金融機関名
  - ②口座種別
  - ③口座名義〇〇〇〇（フリガナ〇〇〇〇）
  - ④住所

様式第 8（第 1 4 条関係）

番 号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金（テクノメッセ及び先端技術交流会開催事業・創造的科学技术振興事業）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に関する報告書

山梨テクノメッセ等開催事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 同第 1 1 条第 1 項の規定による補助金額の確定通知額
- 2 上記 1 の確定時における消費税等仕入控除税額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定後の上記補助金に係る消費税等仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（上記 3 - 2）
- 5 添付書類（確定後の消費税等仕入控除税額を示す書類）